

＜不在者財産管理人の権限外行為許可＞

1 概要

不在者財産管理人が不在者に代わって遺産分割協議をしたり，不在者の財産を処分するなど，民法第 103 条に定められた権限を越える行為をするためには，別途家庭裁判所の許可を得る必要があります。

2 申立てに必要な費用

- ・ 収入印紙・・・800 円分
- ・ 連絡用の郵便切手・・・84 円×1 枚，10 円×1 枚 合計 94 円分

3 申立てに必要な書類

- ・ 申立書 1 通・・・【申立書】【申立書記載例】を参照
 - ・ 権限外行為となる事項の資料（遺産分割協議書，売買契約書等）
- ※ 詳しくは，管理人としての選任手続を行った家庭裁判所の担当者にお問い合わせください。